

令和6年度第5回
東京都私立学校審議会
会議録（第840回）

令和6年9月13日（金）
都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

午後 3 時 00 分開会

○近藤会長 それでは、お待たせしました。ただいまから、令和 6 年度第 5 回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告願います。

○福本私学行政課長 本日は、委員 20 名の方のうち 18 名の委員の方に御出席いただいております。当審議会運営細則第 6 条が定めます本会の定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま、事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

次に、当審議会委員の改選がございましたので、事務局より報告願います。

○福本私学行政課長 9 月 1 日付で新たに就任されました委員の方を御紹介申し上げますとともに、一言御挨拶をいただきたいと存じます。御着席のままでお願いしたいと存じます。

読売新聞東京本社編集局地方部長、村井正美委員でいらっしゃいます。よろしくお願いいたします。

(村井委員挨拶)

○近藤会長 就任されました村井委員、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、今回就任されました村井委員の部会の所属についてお諮りいたします。

東京都私立学校審議会運営細則「部会に関する内規」に基づきまして、村井委員については第二部会に所属していただくことでお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 ありがとうございます。

それでは、そのように所属していただく旨、決定することといたします。

それでは、本日の議案の審議に入ります。

なお、当審議会運営細則第 8 条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。本日の議題は、認可に関する議案のみのため、審議は非公開となります。これより、本日の議案の審議に入らせていただきますので、傍聴者は御退席をお願いいたします。

(傍聴者退席)

○近藤会長 それでは、私立学校に関する今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○加倉井私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付してあります 12 件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 8 条第 1 項の規定により、下記事案について貴審議会の意見を求める。

令和6年9月13日付、東京都知事、小池百合子。

記、1、東京デザインテクノロジーセンター専門学校の高等課程設置及び目的変更認可について、新宿区ほか11件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明させていただきます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件2件と、新たに諮問される案件12件の計14件でございます。各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○福本私学行政課長 本日、議題となつてございます議案第1号、議案第3号から議案第14号までの各議案につきましては、各部会におきまして了承されておりますことを御報告申し上げます。

なお、議案第2号につきましては、学校設置に関する議案でございまして、第一部会におきまして、部会調査実施のため継続審議となつてございますことを御報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、順次審議することといたします。

初めに、専修学校についての案件でございます。

議案第1号は、東京デザインテクノロジーセンター専門学校の高等課程設置及び目的変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第1号、東京デザインテクノロジーセンター専門学校の高等課程設置及び目的変更認可について御説明いたします。

東京デザインテクノロジーセンター専門学校は、昭和59年4月13日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、高等課程設置と学校の目的変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして御説明します。

学校の目的は、要項1に記載のとおりで、新しい目的は、「本校は、学校教育法に基づき、工業高等課程・工業専門課程を設置し、コンピュータ、マルチメディア・コンテンツ、IT、AI、ロボット、DX及びデジタルテクノロジー分野に関連する業界の業務に従事しようとする者に、必要な知識、技術及び技能を授け、併せて心身を鍛錬し、社会に有用な人材を養成することを目的とする」になります。

学校の名称は、要項2に記載のとおりです。

課程（分野）の名称は、要項3に記載のとおり、高等課程を設置いたします。

位置は、要項4に記載のとおりです。

高等課程の開設時期は、令和7年4月1日を予定しております。

開設の理由は、「開校以来培ってきた産学連携教育を柱とした実学教育を行うことで、若い世代の才能の芽を伸ばし、進路の多様性にも対応する高等課程を新設するため」です。

設置者は、学校法人コミュニケーションアートで、理事長は田仲豊徳氏、校長は佐東信司氏です。

経費の見積り及び維持の方法は、要項 8 に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項 9 に記載のとおり、工業高等課程にテクノロジー&エンターテインメント科昼間部一、修業年限 3 年、総定員 120 名、また、同じくテクノロジー&エンターテインメント科昼間部二、修業年限 3 年、総定員 120 名の合計総定員 240 名の高等課程を設置いたします。

また、工業専門課程について、IT・デザイン科昼間部二の入学定員を 80 名から 40 名に変更し、スーパー IT 科昼間部二の入学定員を 40 名から 80 名に変更します。

主要教科名は、要項 10 に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具等につきましては、要項 11 から 14 に記載のとおり基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項 15 及び 16 に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第 1 号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第 1 号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

なお、議案第 2 号は、東京池袋情報 IT クリエイター専門学校の設置認可についてでございます。本件は、所管である第一部会にて、部会調査実施のため継続審議が相当である旨、報告がありました。第一部会の委員の皆様には部会調査をお願いいたします。

次に、幼稚園についての案件でございます。

議案第 3 号は、光塩幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第 3 号、光塩幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項 1 及び 2 に記載のとおりでございます。

変更の時期は、令和 7 年 4 月 1 日を予定しております。

変更の理由でございますが、園舎建て替えに伴い、実員に合わせて収容定員を変更するものでございます。

設置者は、学校法人光塩女子学園、園長は清澤好美氏でございます。

学級編成等でございますが、変更の内容は、現在の 10 学級 300 名を、7 学級 175 名に変更するものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項 8 から 10 にありますとおり、いずれも設

置基準を充足しております。

以上で議案第3号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第4号は、高松幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第4号、高松幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について、御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び2に記載のとおりでございます。

変更の時期は、令和7年4月1日を予定しております。

変更の理由でございますが、実員に合わせて収容定員を変更するものでございます。

設置者は、学校法人道灌山学園、園長は高橋系治氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の9学級360名を、7学級200名に変更するものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項8から10にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第4号の説明で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第4号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第5号は、昭島恵泉幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第5号、昭島恵泉幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び2に記載のとおりでございます。

変更の時期は、令和7年4月1日を予定しております。

変更の理由でございますが、実員に合わせて収容定員を変更するものでございます。

設置者は、学校法人小町学園、園長は武藤孝子氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の10学級280名を、6学級150名に変更するものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項8から10にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第5号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第5号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第6号は、白鳥幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第6号、白鳥幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び2に記載のとおりでございます。

変更の時期は、認可のあった日いたします。

変更の理由でございますが、実員に合わせて収容定員を変更するものでございます。

設置者は、学校法人渡邊学園、園長は福羅和子氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の6学級120名を、3学級70名に変更するものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項8から10にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第6号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第6号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第7号は、聖フランシスコ幼稚園の廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第7号、聖フランシスコ幼稚園の廃止認可について御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び2に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、認可のあった日いたします。

廃止の理由でございますが、園児数の減少により園運営の継続が困難となったため廃止するものでございます。

設置者は、学校法人聖コルベ学園、園長は谷崎新一郎氏でございます。

園児の処置でございますが、令和５年度末をもって全員卒園しております。

教職員の処置でございますが、令和５年度末をもって全員退職しております。

指導要録等の引継方法及び資産の処置、園地、園舎等につきましては、それぞれ要項９、１０、１１に記載のとおりでございます。

以上で、議案第７号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第７号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、小学校、中学校及び高等学校についての案件でございます。

議案第８号及び第９号は、成立学園中学校・成立学園高等学校の収容定員に係る学則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第８号、第９号について、関連しておりますので併せて御説明いたします。

これは、学校法人成立学園が設置しております、成立学園高等学校と中学校の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項１から３までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、中高一貫教育の充実による教育効果の向上を図ること及び中学校への入学希望者の増加に対応するため、中学校の収容定員を増員し、高等学校の収容定員を減員するものです。

変更の時期は、令和７年４月１日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項６を御覧ください。

中学校では、収容定員を１２０名増員、高等学校では収容定員を１２０名減員し、中学校では、変更前、１学年１学級４０名、合計１２０名から、変更後は、１年生は１学年４学級、２・３年生は１学年３学級８０名、合計２４０名となります。

高等学校では、変更前、１学年９学級３６０名、合計１０８０名から、変更後は、１学年８学級３２０名、合計９６０名となります。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項７から９に記載のとおり、いずれも認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称を記載しておりますので御参照ください。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第8号、第9号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第10号から議案第12号は、国本小学校・国本女子中学校・国本女子高等学校の収容定員に係る学則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より3件まとめて説明願います。

○事務局 それでは、議案第10号、第11号、第12号について、関連しておりますので併せて御説明いたします。

これは、学校法人国本学園が設置しております国本小学校・国本女子中学校・国本女子高等学校の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項1から3までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、幼小一貫教育の充実による教育効果の向上を図ること及び小学校への入学希望者の増加に対応するため、小学校の収容定員を増員し、中学校及び高等学校の収容定員を減員するものです。

変更の時期は、令和7年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項6を御覧ください。

小学校では、収容定員を150名増員、中学校では収容定員を120名減員、高等学校では収容定員を420名減員し、小学校の収容定員を450名、中学校の収容定員を120名、高等学校の収容定員を480名に変更いたします。

小学校では、変更前、1学年2学級50名、合計300名から、変更後は、1学年3学級75名、合計450名となります。

中学校では、変更前、1学年2学級80名、合計240名から、変更後は、1学年1学級40名、合計120名となります。

高等学校では、変更前、1学年6学級300名、合計900名から、変更後は、1学年4学級160名、合計480名となります。

小中高合わせた総定員は、1,440名から1,050名となります。

また、変更後の経過措置につきましては、変更後の欄の表のとおり、令和12年度に完成する予定となっております。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項7から9に記載のとおり、いずれも認可

基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第10号、第11号、第12号についての説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第10号から第12号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第13号及び第14号は、順天中学校・順天高等学校の収容定員に係る学則変更認可についてでございます。本案件については、長塚委員が関係者ですので、長塚委員はここで退席をお願いいたします。

(長塚委員退室)

○近藤会長 それでは、事務局より2件まとめて説明願います。

○事務局 それでは、議案第13号、第14号について、関連しておりますので併せて御説明いたします。

これは、学校法人順天学園が設置しております、順天高等学校と同中学校の収容定員に係る学則変更でございます。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項1から3までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、中高大一貫教育の充実を図るため、中学校の収容定員を増員するとともに、高等学校の収容定員の減員をするものです。

変更の時期は、令和7年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項6を御覧ください。

中学校では、収容定員を90名増員、高等学校では収容定員90名減員し、中学校の収容定員を360名、高等学校の収容定員を540名に変更いたします。

中学校では、変更前、1学年3学級90名、合計270名から、変更後は、1学年4学級120名、合計360名となります。

高等学校では、変更前、1学年6学級210名、合計630名から、変更後は、1学年6学級180名、合計540名となります。

また、変更後の経過措置につきましては、変更後の欄の表のとおり、令和9年度に完成する予定となっております。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項7から9に記載のとおり、いずれも認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますので御参照ください。

以上で、議案第13号、第14号についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第13号、第14号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

それでは、ここで再び長塚委員に入室をお願いいたします。

(長塚委員入室)

○近藤会長 以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

それでは、これをもちまして、本日の「東京都私立学校審議会」を終了させていただきます。

次回は10月21日月曜日を予定しております。どうもお疲れさまでした。

午後3時24分閉会